

答申第3号

写

鎌公審査第31号

平成7年12月25日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市公文書公開審査会
会長 若杉明

公文書公開拒否処分に関する異議申立て
について (答申)

平成7年6月16日付けで諮問（諮問第8号）された聴き取り調査に
関する文書の公開拒否について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

鎌倉市教育委員会が行った、鎌倉市立小学校教諭からの聴き取り調査に関する文書については、学校名、教諭の氏名・印影及び児童名を除いて公開が妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、市立小学校教諭からの聴き取り調査に関する文書（以下「本件文書」という。）を鎌倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が平成7年5月12日付けで非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、本件文書は、教育委員会が「教諭本人に対して行った事情聴取を記録した文書であり、これを公開することにより、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより個人が識別されるため」として行った鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号による公開拒否決定は、次に掲げる理由から不当である、というものである。

ア 本件文書は、当該教諭の公務中における体罰に係る事情聴取の内容を記録したものであり、公文書公開拒否決定通知書及び同拒否理由説明書において個人は既に特定されているから、当該公文書が公開されて初めてその個人が識別されることにはならず、また、当該教諭の私生活や思想・信条といった保護されるべき個人情報ではない。したがって、公開拒否の理由にはならない。

イ 公開拒否理由説明書の4に「(2)教師・児童・保護者及び地域に動搖を与える、混乱を招くおそれがある。(3)学校現場において、教師の指導意欲の低下を招くおそれがある。(4)今後、同じような調査に協力が得られなくなるおそれがある。」との拒否理由が記載されているが、公文書公開拒否決定通知書の公開を拒否する理由は、条例第6条第1項第1号を根拠としており、(2)から(4)の理由を新たに拒否する理由として加えることは条例の解釈・運

用基準に違反するものと考える。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を非公開とした理由は、次のとおりである。

- (1) 本件文書は、教育委員会委員長あてに提出された請願書に基づき、平成6年11月5日から11月20日にかけて5回にわたり当該請願書に記載されている内容に沿い、市立小学校に在職する教諭本人から、教育委員会が行った聴き取り調査に関する文書であり、学校名、教諭の氏名、児童名及び児童が特定できる内容が記載されている。
- (2) 本件文書には、複数の個人情報が混在しており、公開することにより児童やその保護者の人権や利益を著しく侵害するおそれがある。また、特定の児童が推測できる記述も含まれており、保護者あるいは学校関係者が見れば、誰であるかが容易に特定でき、特定された児童、保護者には少なからぬ心的動搖が及ぶことは十分考えられる。
また、学校現場においては、熱心な指導が誤解を生む可能性もあることから、教員の指導意欲の減退や熱意の低下を招き、事務的な心の通わない人間関係の中での教育活動を助長することになるおそれもある。
- (3) したがって、この聴き取り調査の内容を公開することが、今後の学校における教育活動を充実・発展させることは考えにくく、その及ぼす影響のマイナス面の大きさに配慮するとともに、児童や保護者の人権を尊重する面から、また、将来ある児童への教育的配慮という面から考えて、非公開とした。

4 審査会の判断理由

(1) 本件文書について

本件文書は、教育委員会が平成6年11月4日(第89号)付で受けた請願書及び添付資料Aに基づき、教育委員会が市立小学校教諭から資料Aに記載された内容について行った、聴き取り調査に関する文書であることが認められる。

(2) 条例第6条第1項第1号本文該当性について

ア 条例第6条第1項第1号は、「個人についての情報（事業を営む個人の当

該事業についての情報を除く。) であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、公開しないことができる、と規定している。

「個人についての情報」とは、住所、氏名、思想、学歴などの情報で、一般的に人に知られたくない情報であり、明白にプライバシー情報と思われる情報は勿論のこと、プライバシーであるかどうか不明確なものも含まれるものと解する。

また、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、特定の個人がその情報から識別できる場合、又はその情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人が識別できるものと解する。

これは、公文書の公開を請求する市民の権利を保障している条例の基本原則の例外を限定的に定めたもので、個人の尊厳及び基本的人権の尊重といった観点から、個人についての情報は公開しないことができる旨、規定したものであると解する。

イ 本件文書には、学校名、教諭の氏名・印影、当該教諭を除く職員の役職名・氏名・印影及び児童名が記載されており、これらの情報は、条例第6条第1項第1号本文に該当するものと判断する。

しかしながら、「ドッヂボールを投げた子」、「カンニングをしたと疑われた子」、「赤白帽を忘れた子」などの記述は、これを公開したとしても、その情報だけでは、特定の個人が識別され得るものとはいえない。

情報公開制度の趣旨からいって、特定の個人が識別され、又は識別され得るかどうかについては、経験則上客観的に判断されるものであって、関係者からみて容易に推定できるか否かということの個別の特別な事情を、当審査会では考慮する必要がないと判断する。

よって、上記のごとき記述は、条例第6条第1項第1号本文に該当しないものと判断する。

(3) 条例第6条第1項第1号ただし書該当性について

ア 条例第6条第1項第1号ただし書は、個人についての情報であっても例外的に公開できる情報を規定している。

これは、個人についての情報を保護しつつも、従来から公開されていたも

の及び公益上の観点から公開すべき積極的理由があると認められる情報については公開できるものと解する。

イ 同号ただし書アは「何人でも法令の規定により閲覧することができるとされている情報」、同号ただし書イは「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」及びただし書ウは「法令の規定により行われた許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」と規定している。

異議申立人は、教諭の氏名について「公文書公開拒否決定通知書及び同拒否理由説明書において既に特定されているから、当該公文書が公開されて初めてその個人が識別されることにはならない」と主張しているが、公文書公開拒否決定通知書は、公文書公開請求に係る諾否の決定処分を教育委員会が請求人に対して行ったものであり、また、公開拒否理由説明書は、審査会からの要請に基づき、教育委員会が提出した文書である。いずれの文書も関係人のみが取得できるものであって、そのことをもって、すでに公開されているということにはならない。

したがって、当該文書の性格からいって、同号ただし書ア及びウに該当しないと判断する。

ウ 同号ただし書イの「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」には、事務事業の執行上又は行政の責務として、従来から慣行上公表しており、かつ、今後公表しても、それが他人に知られたくない情報ではなく、市民の要望に応じて提供することが予定されているものも含まれるものと解する。そこで、当該教諭の氏名及び印影についてみてみると、公開することにより、教育委員会から聴き取り調査を受けた事実が判明し、当該教諭の不利益が推し量られること、また、このような情報は他人に知られたくない情報であると認められる。

したがって、市民の要望に応じて提供することが予定されているとまでは認められず、当該教諭の氏名及び印影は同号ただし書イに該当しないものと判断する。

エ 本件文書中の当該教諭を除く職員の役職名・氏名・印影については、事務事業の執行上又は行政の責務として、従来から慣行上公表しており、かつ、

今後公表しても、それが他人に知られたくない情報ではなく、市民の要望に応じて提供することが予定されているものに含まれるものと解する。

したがって、同号ただし書イに該当し、公開が妥当であると判断する。

(4) 公開を拒否する理由の追加について

異議申立人は、実施機関が公開を拒否する理由を追加したことについて、条例及び解釈運用基準に違反し認められない、と主張しているが、当審査会の存在の意義は、実施機関の公開拒否決定について、第三者機関として、条例の趣旨、目的、諸規定等を参照、考慮しつつ、その妥当性を公正に判断することにあり、そのために必要と認められるときは、実施機関が提示した拒否理由あるいは該当条項に拘束されることなく、独自の判断により、適用条項の選択、判断等を行えるものと解する。

したがって、実施機関から提出のあった公文書公開拒否理由説明書の公開拒否理由4の(2)から(4)までについて判断することは可能であるが、本件事案については、条例第6条第1項第1号で判断ができるので、実施機関から追加提出された公開拒否理由の該当の有無については判断するまでもない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|----------|---|
| 7. 6. 16 | 諮問（諮問第8号） |
| 6. 20 | 実施機関に対し、公開拒否理由説明書の提出要請 |
| 7. 13 | <ul style="list-style-type: none"> ・公開拒否理由説明書の受理 ・異議申立人に公開拒否理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請 |
| 7. 24 | <ul style="list-style-type: none"> ・公開拒否理由説明書に対する意見書の受理 ・実施機関に意見書の写しを送付 |
| 7. 26 | 審議（第13回審査会） |
| 9. 18 | <ul style="list-style-type: none"> 第14回審査会 ・異議申立人から意見聴取 ・実施機関から公開拒否理由説明の聴取 |
| 10. 2 | 審議（第15回審査会） |
| 11. 29 | 審議（第17回審査会） |
| 12. 13 | 審議（第18回審査会） |
| 12. 25 | 答申 |